

## 新川崎・創造のもり P R 動画等制作業務委託 仕様書

### 1 件名

新川崎・創造のもり P R 動画等制作業務委託

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年10月29日まで

### 3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

### 4 目的

#### (1) 事業実施背景

本市は、市内に立地する企業が、長く市内産業を支えてきた製造業から知識集約型・高付加価値型にシフトするとともに、研究開発機関の集積も進むことにより市内従業者数に占める研究開発業への従事割合が他政令指定都市と比較して最も高いなど、産業構造の転換が進んでいる。

幸区新川崎地区にある新川崎・創造のもりは、産学官の連携による創造的研究開発拠点として、平成12年に慶應義塾大学の先導的研究施設「K<sup>2</sup> (ケイスクエア) タウンキャンパス」を皮切りに、平成15年にインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター本館 (K B I C 本館)」、平成24年にナノ・マイクロ産学官共同研究施設 (N A N O B I C) をこれまで整備し、平成31年には「産学交流・研究開発施設 (A I R B I C)」が開所するなど、ナノ・マイクロ分野を中心に研究開発型のインキュベーション等施設を充実させてきた (3棟を総称して「K B I C」という)。

これら3棟のインキュベーション施設は、室数、面積とも首都圏最大級の規模であり、都心からのアクセスも良好であることや、インキュベーションマネージャーの経営相談や各種マッチングイベントの開催等、幅広の入居者支援によって高い入居率を維持している。

K<sup>2</sup>タウンキャンパスにおいても、慶應義塾大学の研究成果を社会実装する革新的な技術を有するベンチャー企業を輩出し、新たな産業を創出している。

#### (2) 事業実施の目的

本市としては、これらコンテンツを分かりやすく広く周知・発信することにより、大企業をはじめ、中小・ベンチャー企業、さらに投資家等のビジネス層には、首都圏屈指のインキュベーション施設やそこから生まれるイノベーションを認識してもらい、新たなビジネス展開やエコシステムの構築などの行動変容につながることを目指す。具体的

には、動画の閲覧により、ベンチャー企業等立地企業へのコンタクトや協業、共同開発等のオープンイノベーションの促進、さらに投資等の実現である。

また、市民層に対しても、最先端かつ革新的なテクノロジーを有する企業等が本市施設に存在し、そこから次々と新しい製品・サービスが創出されることを伝え、シビックプライドの醸成につなげることを目的に本事業を行うものである。

本事業によりKBICを中心として「新川崎・創造のもり」の知名度・認知度の向上につなげることも目指しており、ひいては当該エリアの国内はもとより国際的なプレゼンス向上等に資する事業と位置付けている。

## 5 委託内容

委託内容は次によるものとする

### (1) 新川崎・創造のもりPR動画制作

制作する動画は次のとおりとする。

#### ア 新川崎・創造のもりPR動画（3分程度）

##### (ア) 動画コンセプト

当該インキュベーション施設（KBIC）は、Deep Techと言われる研究開発を通じて社会に変革を及ぼすような技術を有する企業が入居しているが、技術分野を定めておらず、様々な分野の企業が利用できることが強みであり、かつベンチャー企業だけでなく、世界的な大企業や東京大学等の研究室が利用しており、慶應義塾大学のタウンキャンパスと隣接している。

それらが一つのエリア内に集積している（＝新川崎・創造のもり）ことで、異分野融合が生まれやすい土壌（オープンイノベーション創出拠点）があり、ここから社会に変革をもたらすようなイノベーションが創出されていることを視覚的に表現すること。

また、本動画は主にビジネス層を対象にするが、公共施設等のデジタルサイネージや大型ビジョンでの放映も想定しており、市民が見ても理解でき、エリアのイメージがわくよう、科学技術の説明やアカデミックな表現等を用いることがないよう留意すること。

##### (イ) 撮影箇所

当該動画内には必ず新川崎・創造のもり内の施設を登場させること。

##### (ウ) 制作上の留意点

動画（映像、デザイン、音、コンテンツ等）制作にあたっては、本動画を施設見学者のみならず、駅や公共空間の街中ビジョンや公共施設内、さらにYoutube等webにて発信することを考慮し、次の点に留意すること。

I 意外性・驚き・斬新さ・かっこよさ・ワクワク感等のインパクトを有すること

- Ⅱ アイ (eye)・イヤ (ear) キャッチング要素を取り入れること
- Ⅲ 動画を最後まで視聴させるため、また、web検索の動機づけになるよう、引き付けるストーリー性や魅力を有すること
- Ⅳ 「新川崎・創造のもり」「K B I C」が印象、記憶として残るような工夫を取り入れること

イ アの英語字幕版

ウ アのCM用動画（15秒及び30秒）

(2) 新川崎・創造のもりキャッチコピーの制作

新川崎・創造のもりのキャッチコピーの制作すること。ただし、必ずしも当該動画内に用いる必要はない。

(3) 技術説明動画制作

入居企業が有する最先端技術について、大学教授等第三者が説明する動画（3分程度）。

## 6 制作上の注意

以下の条件を考慮して動画を制作すること。

- (1) 本市と協議の上、動画テーマ及び構成を決定すること。また進捗状況を綿密に本市に報告し、本市の必要に応じ、製作状況について報告及び資料を提供すること。
- (2) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、市の承認を得ること。
- (3) 本業務の完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- (4) 本業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て事業費（契約金額）に含むこと。

## 7 成果品

(1) 提出物

ア 実績報告書（A4版製本 カラー含む）2部及び格納したCD等媒体（1枚）

イ 制作した動画を格納したDVD等媒体（10枚）。なお動画形式については、本市の求めに応じ、臨機応変に対応すること。

(2) 提出場所

経済労働局イノベーション推進室

## 8 総括責任者

受託者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

## 9 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に提出するもの
  - ア 着手届
  - イ 総括責任者通知書（所属・役職を明記する）
  - ウ 事業計画書（絵コンテ含む）及び実施工程表
  - エ その他市が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ア 業務完了届（別途書式提供）
  - イ その他市が業務の確認に必要と認める書類

## 10 その他

- (1) 受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、映像制作を進める際には都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、5年間本映像に係るマスターデータを無償で保管するものとする。この場合、本市の承認を得ずにマスターデータを転用または第三者に使用させてはならない。
- (6) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。
- (7) 本仕様書に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。